

時 の 楔

への
からの

通 信

一九八七年九月

*₁ 時の楔通信は〈六〉カ月に一度は出ていたのに、第〈一五〉号（一九八六年七月）以降はどうなつてているのだろうか？

— 第〈一五〉号の配布に関する提起が八六年八月にあり（後註一）、唯一の委託販売ルートとしての模索舍におされた第〈一五〉号の表紙にも同位相の提起を記した手紙風コピーの添付があり（後註二）、その後、大きな跳躍をして八七年三月に第〈一六〉号発行委託プラン（後註三）が出現し、さらに六月に、この委託プランはワープロ表現で構成された第〈一〉号（後註四）へ変換し、七月には裁判所あて表現で第〈一六〉号がA三六七空間性の宇宙吊り位相にあることについて指摘がなされている（後註五）、という展開がある。表現・メディア史の中でも前例がないであろう。

*₂ 第〈一五〉号以降の情況の困難さが、委託プランを必然化させたり、さまざまの試みを不可避にさせているのだろうか？

— 困難さの磁場は第〈一五〉号以降と限定されない。第〈一四〉号（八六年一月）の最後にある「未記述ヴィジョンに関する註」の中にも「だれかが、この号の内容に相当するものを出現させていれば、より多彩なヴィジョンをあふれさせつつ、この号は対象を切り拓いていたであろう」と記されているし、むしろ全号についてこのような試みの必然と格闘し、応用してきたといえる。一号ごとがヘザーメディアの〈全〉バックナンバーに匹敵する位に。

*₃ 委託プランの指向性と、第〈六〉号、第〈一一〉号の不可視性、第〈一六〉号のA三六七位相の宇宙吊りによる不可視性は、どう関連するか？

— 第へ六号、第一へ一一号については、それぞれ第一へ七号、第一へ一一号の「序」に記されている通りであるが、補充すれば、それぞれの存在的・情況的宇宙への委託であるといえる。そして第一へ一六号の不可視性は、宙吊り性が、たんに権力によるものではない拡張において、全号にかかる関係性を表現原論として共同的に主張していく方法でもある。

*⁴ それぞれの号は、意味として暗示されているが実際にはないということか？

— そうではない。それぞれの原表現は確固として原存在するが、それにふれる人の追求の仕方と複合して可視し具体化しうる。そういう点だけの構成と質量はもっており、それをどうとらえるかで、とらえる主体の何かが問われ、測られている。これらの号が実際にあるかどうかを疑うものは、へやへや鬭争過程についてに出会えなかつた、と告白するに等しい。

*⁵ 「時の楔」へ語に關する資料集⁶で予告されている内容が、総体としてはまだ刊行されていらないが、刊行可能な、かつ刊行方向を越えて持続的に突出する状態でA三六七空間をも占拠してきた、という経過を加えて考察した方がよいか？

—もちろん、その方がよい。これは「不」法占拠に関する国Ⅱ大学側の証拠写真によって立証されているという意味以上に重要である。ただし、特定の空間についてではなく、へやがふれ、かすめた全空間（位相差をもつ）に「ある」表現についてなしうる方法としてのべている。

*⁶ 経過の基本は価値判断以前のところで了解しうるとして、それでもなお、第一へ一五号以降の出現が任意の人にとって不可視であることは、テーマや場の展開の媒介としてはマイナスであるという

*⁷ どういう位置からの視点か？

— 基本的なヴィジョンを列記すれば、
（一）発行のリズムが、裁判過程の速度や、情況の諸条件からうける重力性自体を、関連する全てのテーマとの切迫において対象化し、これをも「テーマ」にくみ入れていく試みは、発行過程にとつても、全てのテーマにとつても、いわば、これまでのn次元性を越える $n+1$ 次元性の領域へ踏みこむ契機となりうる。

（二）発行委託プランは、私たちのそれぞれが直面しているテーマの一つ一つを何かに委託することは可能か、委託するという具体性や根拠は何か、という問い合わせを導く。例えば、文書作成やメディア発行、子どもの育て方や押収物品引取、大学祭や討論会の企画、生活手段や生存の様式……さらには言語が「どこ」にもない状態からの表現や、感覚の欠如・偏差の自覚のむこうで何かの創出に至るまで。國家を含む共同性に委託を迫り実現しうる「革命」の方法論をも当然ひきよせてくる。第一へ一三号三五ページの言及と対応して。

（三）発行の反自然過程としての「遅れ」ないし「宙吊り」は、前記二項のひろがりの過程で把握すれば決してマイナスではなく、むしろ、この把握をふまえる試みの中に発行がすでに実現され始めているし、より具体化することも任意の仕方で自由である。

*⁸ どの号にも委託プランが潜在してきたとして、なおかつ、いま、この委託プランが可視的に必然化する時間的根拠は何か？

— 第〈六〉号、第〈一一〉号、第〈一六〉号という「不」可視の等間隔性はあとで氣付いたことで意図したものではない。基本的には、発行を含めて、あらゆる人・関係性の閉塞情況・惰性化を爆破するために、非人称を主語とする何かが準備していることの喻ではないだろうか？（一九八七・三・三〇）と付の発行委託プランと同じ日付で、〈白夜通信〉や〈根本〉氏公判や〈岡山〉大学祭の成立不可能性に関するレジュメ（後註六）が出されていることは、対応する断片例といえるし、中島みゆきが、オールナイトニッポンの七九年四月以降の最終回を三月三〇日に放送したこととも決して無関係ではないだろう（後註七）。もちろん、東アジア反日武装戦線に対する上告棄却判決（三・二四一後註八）後の〈一〉週間に、〈一〉年や〈一〉生を〈一〉気にかけ抜けるほどの切迫にかられつつ、死と接して横たわる人たちを巡礼したことも加えねばなるまい。しかし、ここにのべたことは、時間的な橿円の一つの焦点にすぎない。もう一つは、この問答のむこうに生成しつつある。

*⁹ 委託プランへの反応はどうか？

— ほぼ予測通り、とだけいっておく。どのような予測であるか、については本質的共闘の度合で開示しうるし、してきた。もう一つ、半分は冗談であるが、委託を提起した主体が身体的に〈消滅〉した場合の表現情況の変化をも測定した。少くとも方法的に。

*¹⁰ 八七年六月に、委託プランをはじめて〈一一〉時間かけてワープロでうつたものを素材とする、時の楔通信第〈一〉号を発行したことや、方眼紙に手書きで第〈一五〉号の訂正リストを作成し、そ

れぞれコピーの配布をしたことを、前述の非人称の位相からどのように位置づけるか？

— 一個人的に出し配布したということではなく、委託プランへの関係性の反応が、ある文明論的な水準の試みとしても現われている、ということである。これは、七月の執行官あて表現に含まれる仮装組織論についてもいえる。ただし、これらの試みには〈無〉限の註が必要であり、もしかしたら、この〈註〉が、これ以降の表現の基点たりうるだろう。〈註〉の仕方において非人称を出現させつつ…。

*¹¹ イメージが渦巻きつつ散乱や集中や交差をしているので、必ずしも連関をもって問うことはできないが、少しずつ〈同時的〉に問うてみたい。八七年三月の委託プラン以降、提起主体は、現場的な発語（例——他メディアに関する読者会水準の討論や、大学祭水準のシンポジウム準備会や、公判のうち合わせ）を、文字に代る、存在的な表現方法であると意識してきたのか？

— たしかに、そのような表現方法の増幅や応用はあつたし、〈一〉過程を対象化する場にのぞむ時の呼吸や転換や持続の手ごたえを獲得しているのは、今年に入つてから開始した〈資本制的自然の清扫〉という仮装労働と共に、重要な成果でもあるのだが、それを問うのように文字に代るものとして意識してきたといえないし、これまでのやり方が最もよいという気もしない。それらの場へは、それらを越えていく位相で、任意の媒介として、かつ非存在のエントロピーの実験としてかかわってきたというのがむしろ正確である。委託プランに対応するどこかで、〈自らの生存〉表現を支える機構と過程に対する異議申立はいかに可能か？』という問い合わせの方の構造に絶えず問い合わせられてきたことへの対処が、より重要である。このことについては、これまでのどの表現にも対処の軌跡があるといえるし、これからも深化させていきたい。ただし、こういう軌跡上の気分は決して重苦しいものではなく、かつてない程の軽やかさや、きらめきにみちているのは確かである。フリージャズ的な委託

プランの身体性でいうと、〈次元のあふれ〉という感覚で自由である。ある号から次の号までのデータ群の総体としての把握／記述という作業のくり返し、を一例とする発行過程へへの／重力性を帶びた原則を多重の拘束性の一つとしてもとらえ返すと、かえって、その原則の位相や応用方向がよく覗えてくる。

*¹² それは個人ないし個体の身体性における感覚であるとしても、二人いる空間性に対応する表現、三人以上いる空間性に対応する表現の場合とは差異があり、後者の方向への試みの方に可能性があるのでないか？

一 空間性と対応させる表現／メディア論はそれが出てくる意味として媒介的に重要であるが、一人、二人、三人以上のそれぞれの表現ないしメディアの問題をその区分の内部ごとに均質に扱うことはできない。むしろ、内部における一瞬ごとの垂直的な位相差と揺れがどのような表現方向をもつか、が重要である。そして、ある言葉やメディアを可視的に何人の空間性に対応して発したり発行したりするにしても、問題は、その言葉やメディアの出現過程や、テーマの運動過程が、各幻想領域のどの深さをえぐり、ゆさぶりつつ空間的にも具体化してくるかであり、そのためには、発行形態を三人以上から一人以下へ変換することを含めて、あらゆるラセン状昇降の試みが必要である。この場合に次元をこえるテーマの領域を〈身体〉と把握すれば、前項と同位相のいい方ができる。

*¹³ 第へ一六へ号発行委託プランの具体的な構成内容についてだが、必ずしも、ここにある試案通りの内容や枚数にとらわれず、任意の人が自由に作成したり編集発行してよいのではないか？

一 その作業への回路が、委託プランにかかる全ての人間に開かれている限りそうである。その上で

試案を手がかりとして、まず作成してみる、という作業も、必要である。例えば、ある公判系について数枚の経過を記述する際にも、どれ程の労力を費して全資料へもぐりこむように把握し、その中で生きつつ、新しい独自の表現として、しかもそれを情況と交差させて再構成するかの過程を、一度くぐつてほしい。また、公判系ごとの記述でなく、例えば〈神戸〉大学闘争、〈東京〉高裁判決公判粉碎闘争、〔卵〕裁判の各上告位相の表現のみを横断してパンフ化していくことは、へへ闘争の裁判過程の包括的把握に役立つのみならず、この十数年のへへ過程の表現領域の軌跡の把握にも大きい意味をもつだらう。

さらに、どのようなとりくみ方をするにしても、その作業にひきよせられてくる任意のテーマを情況や存在の原論ないし原音として遠心的に言語化する試みも。このような作業の重層が現在の情況で帶びる意味は予想外に重要である。

*¹⁴ 委託プランを実現する場合に、対象テーマのみならず全号の方向性の把握が必要であるだろうが、そのためになすべきことは何か？全号についての統一的な目次や索引の作成か？

一 その発想の対極でいうと、これまでの号が、内容としても過程としても何かからの逸脱ないし偏差であると仮定して、その度合を測定することといつてもよい。そのために、かりに日付や固有名詞をへへ化してものくる関係性について使用されている全語法や全概念の生成や変化を対象化していけば、それらの逸脱や偏差を、あるバネの圧縮ないし、弓状のたわみ方としてとらえうるし、潜在的な運動性を応用しつつ未踏の領域への射程を確認する手がかりとなりうる。

*¹⁵ 偏差とは何か？ある基準があつて、そこからの偏差ということか？

— その疑問の発し方自体が一つの偏差であることに気付くかどうか、の問題もある。いまは表現過程における偏差についてのべているが、本来、私たちが存在すること、存在を媒介せざるを得ないこと自体が、何かからの、または、何かへのゆらめき／逸脱／偏差といえるのではないか。錯綜した現在の生命系の存在や行為の偏差をとく前に、このような「原」偏差「が」つくりだす力を把握したい。その力の開始点から終止点の振幅の現情況における構造をとらえるためにも、いま表現過程における偏差を契機としている。唐突なようだが、生命発生以来の食事という行為において他の生命系をどのように奪いつつ生存してきたか、条件が対等に与えられた時、殺りくから料理して食べる全過程にかかわりうるか、という問いを、言葉について、またメディアについて考えると仮定してもよい。これを解決したい予感が「偏食」の傾向と他称されることもある。「へ」／「幻想性」への偏差を同時に扱いうる方法をも委託したい。「へ」の中に入るのは、もちろん食物に限らない。

*₁₆ 何かを嘔吐の対極で感じるが、すぐにはのみこめない。発行委託プランに限って考えていくとしても、やはり、時の楔通信の集積された重力感に氣おされて、引きうけるのに一種のためらいが生じないか？

— そんな必要はない。第「へ」号は一枚のコピー紙片であり、風にゆらめき、いつでも移動可能な状態にあるし、委託に対応する「へ」を共有する限り、集積されている表現から、たった一つでもよい、ある言葉ないし、その過程に出会いうる一瞬の魂の深さにこそ委託はなされている。それと共に、くり返すが、時の楔通信が不可避的に、ある言語や語法やジャンルや発行形態をとっているようにみえて、それは意図の実現というより結果なのであり、このように強いる力に対してたえず、それと対等の、別の方に向に綿毛を放ってきたのである。それゆえ、眼前のものを既成の前提なし素材とみなさなくてよい。

さなくてよい。

*₁₇ 任意のジャンルへ自らの場の必然でかかわり、そのかかわりが委託プランと交差すればよいのか？—— ジャンルとか場とか必然という概念さえ前提と考えずに、また、何か特別なことをやるのだといふ感覺を基点とせずに。委託プランに限らず、全ての「へ」過程には、どんな評価や対処も許容される。ただし、「意識／発語／文体／行為」のズレには、あくまで注意深く。ズレ自体は恥ではないがその総体をいつでも開示しうること。そうでないとその表現の根拠は解体していることを、なにもものかに告げられている、という自覚が必要だろう。

*₁₈ 存在や行為の偏差についてのべられている時にもたずねようと思っていたが、それは宗教性の位相に重点をおけというのとはちがうものか？—— 「宗教」という概念をすべて解体し、用いなくなつた後にも残る何かにかかる。いかに誠実に考え、討論しても、たえず誤りうる可能性、正しいと確信しつつ活動している時が最も危ういという自覚が、「へ」過程にかかる最低限の条件であり、幻想領域の分断とネジレの闇の解放に至りつくためにも不可欠である。

*₁₉ 第「へ」号委託プランから、はるかに遠くまで「偏差」してきているが（笑）、素朴に問い合わせると、第「へ」号委託プランに共闘しようとする場合の可能性／方法を項目別に示唆できるか？—— あまりやりたくないし、さいしょの方でのべたことでもあるが、基本的には第「へ」号までの内容の持続／作業を試みること（α）、第「へ」号までの過程の「偏差」の根源を対象化し、未踏

領域を幻視し、出立すること（ β ）・さうに委託プランによって生じる n 次の波紋の中に生き、表現していくこと（ γ ）になるだろう。 γ についてはすでに実行されつつある例を上げると、八年おきの表現集（一九七一年）や発言集（七九年）に $\gamma\gamma$ 連続して企画されている、 $\gamma\gamma$ についての批評集の刊行プラン（後註九）がある。放置してきた批評群に、やつと総体的に向き合い、テーマを深化させるための場を創っていくことができるだろう。反批評するまでもなく崩壊しているものも多いがそれはそれで有益な肥料になる。

*²⁰ その他にも共闘方法がありうるか？

— その追求・発見・実現をこそ委託しているといつてよい。また前記のそれぞれの方法の具体化や応用の仕方のむこうにも、 n 次の内容や方向性がある。どのような作業をおこなうにしても、例えば時の楔通信第〈九〉号の三ページと三五ページにも記してある大学闘争とよばれる世界史的波動の特性（ $\gamma\gamma$ 過程の全表現における言及をさがし、参照されたい。）に注目し、手ばなきないことが必要だろう。この特性をくぐらない全ての思想・表現は、いかに力をもつようみえようと、一九六九年以降の情況的本質に迫り得ない。

*²¹ 討論の場などで $\gamma\gamma$ から断片的にのべられていることや、これまでのべていることを、委託プランに対するヴィジョンのワープ的実現としてうけとりたいが、まとめてることはできるか？

— 具体的な応用作業は委託しているのだから、暗示にとどめるが、未来からの記憶にあるものを順不同のまま再構成してのべると、

- (1) 〈日本〉語を前提にしないで 〈反日〉を論じつつしていこうとする情念・情況の根拠を追求

していくことは、他の全課題に優先するかもしれない。その追求の方法に委託プランを、座標系に〈甲山〉事件テーマに示唆されるものを交差させつつ……。

- (2) 技術的手段のみならず、感覚的手段（手、眼、耳などの器官をふくむ）が欠損している状態から意識を形象する場合の困難さ、立脚点への不安・祈りから出発せずに、法や場や条件の慣性に依拠することは不毛である。また、生活を支える方法や、活動を支える関係性が恒常的であることを無意識にせよ前提とする全ての発想や運動は不毛である。巡礼への出立を！出立するまでの時間を耐えるとしても、 $\gamma\gamma$ 化する時間性への巡礼を！
- (3) 巨大にみえる建築や技術や制度がある打撃には極めてもろいことへの〈おどろき〉、にもかわらずそれらに包囲されてあることに立ちすくむ瞬間……の感覚の系列をリスト化し、国家・自然を包囲すること。
- (4) 幻想領域の三区分を三角形の頂点と仮定するとき、この面から突出する $\gamma\gamma$ 幻想を別の頂点として設定すれば、この〈三〉角錐により稜線と面と立体が生じ、この時の包括性のリズムが各頂点を喻とする幻想性に「生命」を与える。さらに、（有理整数を係数とする代数方程式を満足しない複素数を超えて n を超越数とする n 角錐によって、眠り・夢の星雲をも含む組織論へ目覚めていく。
- (5) このように列記するヴィジョンなどと〈無〉関係に生き死にしている人々が発する〈音〉に立ちどまり、それらの再構成を、あらゆる既成の〈医療〉・〈教育〉システムからはみ出す深さでかれらと共にくぐること（前記ヴィジョン総体の続きを、かれらが別の生命系に伝えうる方法を見つけるまで……）。

*²² そのように表現されてしまうと、原初的なへへに投げ返されてしまつて何もできなくなりそ
だが、そのことへの責任を感じるか？

— ここで述べたことのみならず、「～～～」闘争過程における表現総体について感じている。だからこそ、この十数年の過程において生成し、変化してきた全概念を、事実性との関連において、さらに関連なしに任意の関係性で応用しうるように対象化したいし、その作業を委託したいのである。「～～や～～」で包囲されている表現を出現させざるを得ない主体と、それから最も遠い主体の裂け目～振幅による視線によって、「～～や～～」を把握し、突き抜けていく段階にきているようになにものかが感じているのではないか？

* へ＼を対象化しうる時期は条件をもつのか？ その場合にも、可視的な記号にこだわらなくて
もよいのではないか？

「へへかへへ」を対象化しうる時期は「へへ過程でたたへへ度だけ祝福のように語られるのがもしない。また、「へ」を一つも用いない「へ」的な表現がいくつもある。一九七〇年一月の「なにものかへのあいさつ」（後註一〇）がそうだし、六ヶ月後の「裁判を一つの比喩として展開されつある闘争に関するしジユメ」（後註一一）もそうである。これらの表現の本質、あるいは、これら総体を「へへや「一」として、記号の出現過程に対応する深さで把握しうる方法で全ての表現に出会うこととは可能であるし、必要でもある。

*²⁴ 前記の問い合わせとも関連するが、委託プランについてのこの問答の形態も「～～～」であると考
えてよいか？

—よいという以上の何かであろう。この問答の「記録・記憶」を、一九八六年三月に拘束施設が許可したボールペンで、特別許可の必要であった原稿用紙に記して開示する。これを、どのように回覧スマスピリト刊行することも可能である。もちろん、無視・放置することを含めて、時間は迫っていが全ては自由である。だが、とりあえず、原本性を、まだ文字をかかない幼児のうち、最初に原本性をもつ主体に語りかける人間（後註一二）に手渡すことにする。

後

註

――し86・8・1付で時の楔通信の既知し未知の読者あてに、次の要旨の手書きしコピーの提起をし、名で配布。

(1) (第へ0号)し第へ15号ないし、それに対応する表現を自分で編集し発行するしたら、どのような根拠と構成内容をもつか?これに対する応答の後で、第へ15号を配布する。

(2) 前項の提起に関する討論の場の設定が可能であり、討論の媒介としていくためのヴィジョンを記す。

*₁ 自然過程のように発行したり、うけとつたりしかねない表現過程の批判的止揚の必要。

*₂ この通信が出現しなくなったり、提起主体が討論等の場へ参加しなくなったりする事態からの生き方の検証。

*₃ この提起がとどく範囲と度合の確認し応用。

この提起への反応をふまえてし8・23付で、全バックナンバーを総体として把握していく試みへの提起もなされている。

一一経過や問題点を、模索舎通信44(87・1)に、「印刷されたものを真に生かすための表現過程論(序)」として松下昇名で次の要旨の経過を掲載。(原稿は模索舎同人により筆写し印刷されている。)

- (1) 予約なしし直接講読との関連での表現の伝達範囲
- (2) 定価のつけ方や表現の対価
- (3) 意図をこえる拡大的伝達や商品化

の各項目への関心を応答の方向性として抽出し、これらの問題を徹底的に考えておくことが他領域にもつ意味を強調し、配布過程を逆行して、表現生成の現場へ共に出かける呼びかけもしている。

三一へ87・3・30付の発行委員会名で「発行時期・方法し費用・内容」を委託対象とし、内容について次の要旨の試案を項目、枚数と共に提起している。

- (1) 第へ15号とのへ々連続性
- (2) 参加者のかかわる各裁判過程の現段階
- (3) 関連する裁判経過し交差するテーマ群の位相
- (4) この通信が射程におきうる〈任意の〉テーマ
- (5) 第へ15号の訂正し註
- (6) へ

手書きしコピーのこの提起は応答し提起の期限や場についての記入を変換しつつ、いくつかの空間性にも掲示されてきた。

四一前記の委託プランを、はじめて触れるワープロでうち、時の楔通信の各号の題字部分に一九八七・六と記入し、コピーしてから第へ々号として討論の場等で配布。前項表現と共に、全バックナンバーをふまえてよみたい人し関係性には第へ一五号訂正リストと共にとどけていく。

五一へ一九八七年七月二七日付の京都地裁執行官へあての申入書で、京大A三六七明渡請求事件被告の松下から、し六・二一付の委任状との関連で物件引取りを実現するための範囲や条件をのべつつ、引渡し要請物品のリストに次の追加をしている。

- (1) 松下昇発言集・原本

(2) マジック・パン 赤と黒各一本
 (3) 時の楔通信各号とくに第へ一六へ号

全文や添付リスト、入手のための作業経過については、この作業への参加過程で開示可能。

六一へ一六へ・'87・3・30へ付で松下から『共同表現論の素材として』の表題で三つの例を上げつつ、成立不可能性（成立条件）の討論をよびかけており、それぞれの具体的展開の内部には非存在する場合にも、内へ外部にへく連続する境界線を垂直に切り裂いて下降中。全文や経過については、次への討論の場で開示可能。

七一 歌としても、歌う情況としても、最もすぐれているものの一つは、次の詞をもつ「歌姫」であろう。

「握りこぶしの中にあるようにみせた夢をもう一年 もう十年 忘れするまで

歌姫 スカートの裾を

歌姫 潮風になげて

夢も哀しみも欲望も 歌い流してくれ」

八一 「救援」八五年八月号に掲載された仮装被告団からのへ忌避へプランを含む提起は、提起主体の非力のためにも獄中との回路を十分に切り拓くことができず、獄中からの展開を引き出すに至らなかつた。しかし、この努力と、どこかで対応しつつ、反日テーマを上告中の被告人のうちでは最も持続的に深く追求している黒川芳正氏は、「狼煙を見よ」（松下竜一）に関する4・2付の批判的評注（三）――支援連ニユース七一号――において、『狼』がこの作品に書かれることで日帝市民社会の内部に回収され、理解されるようになったという意味で記念碑的な作品である、と判決に

対するものに匹敵する質の怒りで記している。

九一へく闘争からの表現の総体的展開と同時に、へく闘争への表現の総体的把握をおこなうために企画されており、まず活字によってなされた批評のファックス化によるマスプリへ作業が進行中。ビラ、レジュメ、書簡、発言等についても集積へリスト化の準備がなされており、それについて当事者を含む討論および討論をふまえた刊行の持続も構想されている。

一〇一 松下 昇表現集に掲載されているが、神戸大学教養部広報（松下問題特集号）には掲載されていらない意味、および前者にも掲載されない場合の出会い方の追求を！

一一一 「あんかるわ」第二六号に掲載されているが、他の表現メディアが掲載しない意味、および、その後、同誌や共同被告人らが、言及へ引用しえなくなつてゐる意味の追求を！

一二一 アイヌ語で「アイヌ」は「人間」を意味する。いま、あえて、このように記述する意味についての討論へを歓迎する。

